

# 中海圏域調査特別委員会資料

(平成21年12月15日)

(項目)

大橋川改修事業の最近の状況について

企画部  
県土整備部  
生活環境部  
農林水産部

# 大橋川改修事業の最近の状況について

H 2 1 . 1 2 . 1 5

〔政策企画総室、河川課、  
環境立県推進課、水・大  
気環境課、耕地課〕

1 島根県から平成21年11月19日付けで協議のあった大橋川改修事業の実施について、同日付で、本県から米子市及び境港市に意見照会していたところ、次のとおり両市から回答がありました。

・境港市回答（12月5日）・・・・・・・・・・・・ 資料1

・米子市回答（12月11日）・・・・・・・・・・・・ 資料2

2 12月13日、知事及び米子・境港両市長による3者会談を行い、大橋川改修事業の対処方針について協議し、島根県へ申し入れる事項を次のとおりとりまとめました。

・鳥取県の回答に当たっての島根県へ申し入れる項目について・・・ 資料3



資料 1

受 境 管 第 546 号

平成 21 年 12 月 5 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

境港市長 中村 勝治



### 斐伊川水系大橋川改修事業の実施について（回答）

平成 21 年 11 月 19 日付第 200900133821 号で照会のあった標記のことについて、以下の意見を付して同意します。

#### 記

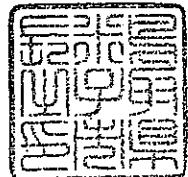
- 1 本市が平成 21 年 4 月 15 日に、鳥取県を通じて行った国土交通省への要望に対し、平成 21 年 6 月 5 日付国土交通省の回答内容が誠実に守られること。
- 2 大橋川改修事業については、中海護岸整備の進捗と整合を図り、中海の暫定堤防高及び境水道の護岸整備が完成してから、大橋川の浚渫、掘削事業に着手されたい。
- 3 渡漁港の整備をはじめとする中海護岸整備に関連し、本市が事業主体となって行う道路整備事業等について、国はもとより鳥取県も積極的な支援を行っていただきたい。
- 4 境水道の護岸についても、中海護岸と同様、国土交通省が治水計画上必要な整備を行うほか、内水対策についても積極的な支援を行っていただきたい。
- 5 近年、局地的な豪雨の頻発など、従来のデータからは予測し得なかった気象現象が発生している。治水計画上の基礎数値等に変動が生じる場合には、適時に治水計画に反映されたい。



発米総政第156号  
平成21年12月11日

鳥取県知事 平井 伸治 様

米子市長 野坂 康夫



### 斐伊川水系大橋川改修事業の実施について（回答）

平成21年11月19日付け第200900133821号で照会のあった標記のことについては、以下の意見を付して同意します。

記

- 1 米子市が平成21年9月28日付けで鳥取県を通じて国土交通省に対して要望し、同年10月13日付けで国土交通省から回答のあった内容が誠実に履行されること。
- 2 米子市が平成21年9月28日付けで鳥取県に要望し、同年10月19日付けで鳥取県から回答のあった内容が誠実に履行されること。
- 3 鳥取県及び米子市は、前項の回答における「中海の水質に関する事項」中、「中海全域の水質に対し継続的な変化が確認されるなど、新たな水質改善策を講じる必要が生じた場合には、速やかに協議会において協議し、適切な対策について検討する。」とされていることについては、将来の新たな対策として大海崎堤防の開削も含まれることを双方認識すること。
- 4 弓ヶ浜半島における農地の排水不良を協議検討する場でもある「中海及び沿岸域の水に関する諸問題を検討する協議会」の設置及び定期開催を国に要請すること。

H21.12.13 鳥取県知事及び米子・境港両市長による3者会談資料

「斐伊川水系大橋川改修事業の実施」にかかる鳥取県の回答に当たっての  
島根県へ申し入れる項目について

○ 両県が国に求めていくこと

- ・中海護岸整備の確実な実施と大橋川改修事業との整合（工程表に沿った整備）
- ・モニタリング（水質・流動など）の継続的な実施と公表
- ・中海護岸及び境水道の護岸の整備など国に要望した事項に対する回答内容の確実な履行
- ・中海とその沿岸域の水に関する諸問題について検討する協議会（国、両県、沿岸市町）の設置

○両県及び国で取り組むこと

- ・モニタリングの継続的な実施と水質改善の取組
- ・新たな水質改善策の必要が生じた場合、協議会で将来的な大海崎提の開削も含め幅広く適切な対策を協議検討